

研究ノート

19世紀インドの監獄における段階的処遇制度の形成

宮本 隆史*

Emergence of the Progressive System in 19th Century Indian Prisons

MIYAMOTO Takashi

Abstract

This paper studies certain conditions that led to the introduction of a progressive system in prisons in mid-19th century India.

The problem Indian prison officials sought to solve was how to establish a control within and without the prison walls with the smallest budget possible whilst maintaining the health of prisoners. Investment in prison architecture such as wards or treadwheels was difficult under the severe budget constraints.

Not having effective technology for the control of individual prisoners, the officials during the early 19th century could not measure risk properly. An institution that aimed at the deterrence of crime in the local community at large was sought. In the middle of the 19th century, however, efforts for standardising prison organisations and establishing a massive system of document processing were made. As a result, the control of individual prisoners was made possible. The possibility of designing an institution whose aim was to reform prisoners progressively was then opened up. It was implemented as a mark system.

要旨

本稿は、19世紀半ばのインドの監獄において、囚人の段階的処遇の制度が導入された際の諸条件を解明する。

インドの監獄官僚たちは、財政的な費用を抑えつつ、囚人の健康水準を維持し、監獄内外の支配を確立するという課題に向き合っていた。しかし、獄舎や刑具など物理的制約への投資は、予算制約から困難であった。

19世紀前半においては、個々の囚人を有効に管理するための技術が利用できず、リスクの予測ができなかった。そのため地域住民を含むコミュニティ全体に対する抑止を目的として制度設計

* 日本学術振興会特別研究員

・ 2007、「19世紀英領海峽植民地における監獄制度、1820-70年代」、『年報地域文化研究』、第10号、258-280頁。
・ 2007、「植民地統治と監獄制度—19世紀中葉の海峽植民地における囚人の管理」、『南アジア研究』、第19号、7-29頁。

が行なわれた。しかし、19世紀半ばに監獄の組織化が進められ、大規模な文書処理システムが形成されると、囚人を個体レベルで管理することが可能になった。そこではじめて、段階的に囚人を矯正することを目的とする制度が設計され、具体的には点数制として実装化されたのであった。

1. 序論

本稿は、囚人の性向を段階的に改善することを狙いとする刑罰モデルを前提とした規則が、19世紀半ばの英領インドの監獄に導入された際の諸要因の説明を課題とする。

1-1. 本稿の目的

英領インドの囚人処遇の制度設計に関する議論においては、主としてふたつの刑罰モデルが時に対比されつつ参照された。ひとつは厳格な処遇による犯罪抑止の効果を狙いとするモデル、もうひとつは監獄内の処遇を通じて囚人の選好を犯罪回避的なものへと段階的に改善するというモデルである。

19世紀前半の監獄官僚たちによる議論では、囚人の段階的な改善を狙うモデルよりも、抑止モデルのほうが強調され、統治領域の住民一般について犯罪を予防すべきことが主張された。しかし、19世紀半ば以降は、段階的処遇モデルを前提とする規則として点数制が導入されるようになる。

ところが、規則変化における同様の経路が同時期のアジアの英領植民地の監獄において一般的に観察されたわけではなかった。セイロンや海峡植民地などでは、1870年前後から段階的処遇モデルを前提とする規則は大きな批判を受けて廃止され、抑止効果を強調する規則の導入へと向かったのである¹⁾。ただし、19世紀後半の英領植民地の監獄官僚たちは、刑罰モデルや技法に関する情報を相互に参照し共有していた。刑罰思想的には同様の情報が与えられていたにも関わらず、英領インドの監獄制度はこれらの植民地とは異なる発展経路をたどったのである。

19世紀後半の英領インドにおいて、段階的処遇を重視する監獄規則の形成へと向かう経路があったことは確かに観察できるが、この特定の経路をたどることになった要因を解明するためには、思想的枠組みだけでなく、制度の設計者たちに与えられていた諸条件を考察する必要がある。本稿では、監獄官僚たちにとって解決されるべきとされた問題が何であったかを整理したうえで、彼らがどのような環境において特定の刑罰モデルにもとづく規則を選択したのかを明らかにする。

1-2. 本稿の研究史上の位置づけ

19世紀英領インドの受刑者処遇制度に関しては、社会史の研究が1990年前後から散見されるようになった。Yang [1987] や Arnold [1994] が、英領インドの監獄を主題とした先駆的研究を行ない、その後の研究の基調路線を設定した。この路線上に、とりわけ亜大陸から囚人が送られた流刑地に関する研究が進められており、モーリシャスについて Anderson [2000]、アンダマンについて Sen

[2000]、海峡植民地について Pieris [2009] や宮本 [2007a; 2007b] などがある。亜大陸に関しては、1894年まで英領インド全体を規律する法規が定められなかったこともあって、州管轄事項の監獄制度について全体的な傾向を把握することは困難であり、多くの研究はなされていないが、Anderson [2007] が大反乱前後の監獄について研究を行なっている。これらの研究は、フーコーの『監獄の誕生』[1977] やポストコロニアル批評の影響を強く受けており、「規律化」を目的とする制度として監獄が植民地当局によってインドに導入されたこと、統治の枠組みの中で再解釈されたカースト、人種、ジェンダーなどに関する「植民地言説」が監獄制度に影響を与えたこと、そして囚人自身も暴動、逃亡、怠業といった「抵抗」を通じて制度変化に影響を与えたことなどを論じた²⁾。

囚人が一方的に支配され「規律化」される客体であったわけではなく、当局と囚人の行為の相互作用を通じて植民地の監獄が形成されたとする論点は確かに興味深い。しかし、英領インドの監獄において、囚人の行動選択が制度に与えたとされる影響について具体的に論証するには、制度変化に関する研究蓄積自体が非常に小さいという問題がある。先行する法制史の蓄積を背景にもった欧米の監獄の社会史が新たな視角から歴史解釈を行なうことで一定の成果を上げたのとは対照的である。

この問題を解決すべく、筆者は囚人の処遇を規律した規則の変化の解明に取り組んでいる。監獄の制度設計者たちは、監獄の複雑な情報処理システムを介して囚人の行動を解釈し、規則の改変を繰り返した。彼らは、囚人がどのような信念を形成し行動選択を行なうか、についての信念を形成しそれに反応して規則の策定を行なったのである³⁾。長期的な規則変化の経路を明らかにすることができれば、先行研究で解明が目指された囚人の行為を、制度変化との関連で理解することが可能となろう。

本稿は、監獄の制度史研究のこうした課題を前提とするものであり、制度設計者たちがどのような情報に反応して特定の規則を導入したのかを考察する試みのひとつである。

2. 19世紀半ばにおける監獄の組織化と文書主義

この節では、19世紀半ばにおけるインドの監獄組織の変化の傾向を確認する。この時期に、各州における官僚組織の標準化がはかられ、同時に制度モデルとその他膨大な情報が州を横断して相互に参照され共有されるようになった。

2-1. 19世紀前半の展開

シンハによると19世紀前半は、前植民地期からの刑罰慣行を流用しつつ、監獄の標準的な組織形態が模索された時期であった [Singha 1998: chap 6]。一般的にインドにおける監獄制度の標準化の端緒とされるのは、T.B. マコーレーの提言 [Howell 1869: 2] により発足した、1836年監獄規律委員会である [RPC 1838]⁴⁾。同委員会は、1836年1月2日付の総督令により、ヘンリー・シェイクスピア

を委員長として組織された。その構成は、インド参事会員2名、カルカッタ最高法院判事3名、インド法律委員会から4名、ベンガル高等文官5名となっていた。インド参事会からはシェイクスピアとマコーレーが参加、当時ベンガル高等文官として教育政策整備に精力的に従事していたチャールズ・トレベリアンも加わっていた。委員会は監獄の実務家ではなく、インド政庁の高等官僚によって構成されていた。

1838年の同委員会報告書は、藩王国領を除く当時の英領インド全域の監獄の状態を概観したうえで問題点を指摘し、その対策を提唱するものであった。同報告書はその後の監獄の制度設計者たちによって折に触れて参照される文献となった。ただしその提言の大部分は、財政的な費用が大きすぎるという理由から、ただちに採用されるにはいたらなかった⁵⁾。

2-2. 19世紀半ばの監獄制度の標準化

標準化に向けて監獄組織の整備が徐々に進められはじめたのはようやく19世紀半ばのことである。この時期に、各地の監獄において規則集(Prison Manual, Jail Rules等と題される)が編纂されるようになっていく。後述するように、1870年監獄法や1894年監獄法の制定などを通じて、監獄制度を規律する一般的な規則が徐々に定められていくが、現在でも監獄運営の細部は多様な州法や政令そして監獄総監の命令などによって規律されている。1870年監獄法では第54条 [PA 1870: section 54]、1894年監獄法では第60条 [PA 1894: section 60]によって、州政府に独自の規則制定の権限が与えられている⁶⁾。規則集とはそうした多様な法規と命令の集合体を編纂したものである。19世紀半ばより英領期を通じて、各州の規則集は通常およそ10年ほどの間隔で改訂された⁷⁾。ベンガルについて確認できる初期の規則集は、ビューフォートの刑事法ダイジェストの第1巻に収められている [Beaufort 1857: Book II, 474-587]。また、1864年にはより体系的な規則集がまとめられている [Prison Rules Bengal 1864]。同様に、北西州では1863年に初の監獄規則集が出された [Prison Rules NWP 1863]。

これら諸規則は州を超えて相互に参照された。例えば、北西州監獄局の文書を継承する現ウツタル・プラデーシュ (UP) 州監獄局資料室には、自州の文書のみならず他州の監獄規則や報告書が多数保管されている。規則が改訂される度に官報や書簡などから該当部分を切り抜いて挿入していることから、北西州の監獄官僚たちが常に他州の規則の研究を行っていたことが明確に見て取れる⁸⁾。いまひとつの事例としては、1870年時点でパンジャブ監獄規則集がマイソールで採用されていたとの記述が、クールグからインド政府内務省に宛てた書簡にある⁹⁾。

また1860年代には、モアットやハウエルといった官僚たちによって、インドにおける監獄制度の歴史的展開がまとめられはじめた [Mouat 1862; Howell 1869]。これらの文書は雑誌論文やパンフレットのかたちで発表され、あるいは各州政府に提出された。ハウエルのパンフレットは、記録に残るだけでも、北西州政府やビルマ政府だけでなく、『ダッカ・ニュース』の編集者から求められている¹⁰⁾。

このようにして、監獄制度の歴史的展開についての解釈の共有がはかられたのである。

さらに1864年には各州の総監たちを中心に監獄委員会 [RPC 1864] が開催された。以後、同様の会議が10年に一度ほどの頻度で開催され、標準的な制度設計に向けての模索がなされるようになっていく。こうした標準化の動きの中で、1870年には北西州、パンジャープ、中央州、アワード、英領ビルマの監獄制度を規律する1870年インド監獄法が制定された [PA 1870: section 1]¹¹⁾。つづいて、1877年監獄会議 [RPC 1877]、1889年監獄委員会 [RPC 1889] が開催され、1892年の監獄会議 [RPC 1892] では英領インド全域を規律することになる監獄法の制定が議論された。その結果、1894年インド監獄法が成立し、藩王国を除く英領インド全域の監獄制度を規律する初の法（現行法） [PA 1894] がここに成立したのである。

2-3. 総監職の設置と監獄の組織化

19世紀後半の監獄委員会・監獄会議を1836年委員会と比較したときに特徴的なのはその主要構成メンバーの違いである。1836年委員会がカルカッタの高等官僚から構成されていたのに対し、19世紀後半の委員会・会議では監獄運営の実務家である主要州の監獄総監レベルの官僚が中心となっている。このような実務官僚による制度設計の議論が可能になったのは、1850年代に州レベルで監獄の組織化が進められたからであった。その組織化の中心となったのが監獄総監 (Inspector General of Prisons) たちである。

19世紀半ばまで、州レベルで監獄を統括する役職は存在せず、県監獄 (District Jail) の監督は県のマジストレイトが兼務していた [Mouat 1862: 178; Prison Rules Bengal 1864: section 4, 33]。しかし、マジストレイトたちは他の任務に忙殺され、しばしば監獄の管理に十分に手を回さないことを1836年委員会は指摘し、各州の監獄を監督する総監 (Inspector 後に Inspector General) の役職を設けることが提言された [RPC 1838: 127-8]。

この提言を受けてようやく1840年代半ばに初の総監職を設けたのは北西州である。1844年にトマソンが試験的に総監に任命され、数年間で好成績をあげることに成功した。東インド会社取締役役会がこの試みを積極的に支持するようになり、1850年には総監職の設置が確定された。北西州における成功を受けて、パンジャープ、ベンガル、マドラス、ボンベイ、アワードが、間もなくこれに続いた¹²⁾。これら新設の総監を中心に、各州で19世紀半ばの監獄改革が進められていくことになる。

2-4. 文書主義の徹底と個体管理技術の効率化

監獄総監を中心とした組織化と並行して、19世紀半ばには文書主義の徹底化がはかられた。定形化されたデータによって制度の評価を行ない、それをもとに制度設計の提言を行なうという報告スタイルは、すでにジョン・ハワードによるイングランドの監獄改革の方法に見られるものであった [Howard 1784]。実際、ハワードの改革のインパクトは、その「科学的方法論」にあったと言って良い。

同様に、インドの1836年監獄規律委員会においても、詳細な質問票が作成され膨大な情報が収集されている [RPC 1838: Appendices 1-4]。こうしたアプローチは、その後のインドの監獄運営業務において目指されることとなった。

しかし、情報管理の方法が標準化され有効性が与えられるようになるのは、19世紀半ばになってからのことであった。ベンガル監獄総監職創設の2年後の1855年に就任したモアットは、監獄関係文書の書式整備から仕事に取りかかったことを報告している。彼によると、さまざまな統計資料の時間軸に整合性がなく、データの比較検討を行なうことが困難だったからである [Mouat 1862: 181]。同様に他州でも書式の標準化がこの時期に行なわれ、データ収集と評価のサイクルが回転するようになった。1864年監獄委員会までには、年次報告の作成は一般的に行なわれるようになり、「大陸全体にわたって」監獄の正確な現状を把握し比較することができるようになったと評価されている¹³⁾。

当時の監獄制度改革に従事した官僚たちがかくも精力的に情報処理システムの整備に従事したことには、彼らの知的バックグラウンドが関係していた可能性もある。ベンガルのモアットや北西州のクラークなどの監獄総監たちは自身が医師であり、さらにモアットは統計学の専門家でもあった。注意したいのは、彼らが精力的に収集した統計データの有用性について、当時必ずしも政府内で賛意を得られるとは限らなかったことである。モアットは「無用な事実と数値を集めるために時間と労力を費やしている」との批判に対して、『王立統計学会雑誌』上で反論を行なっている [Mouat 1862: 182]。彼自身の官僚としての評価が掛かっていたわけであり、こうした批判を退けるためにも新しい試みを通じて成果を出す必要性を意識していたであろう。膨大な量の統計データを生成する、巨大な情報処理システムが作り出された背景には、こうした官僚機構内での緊張関係も存在した。

文書主義の徹底化にともなって、個々の囚人を識別し個別記録に関連付ける方法もまた効率化された。囚人について個別記録を作成すること自体は、19世紀前半より継続して行なわれていたものと考えられる。比較的早い時期の例として、1825年時点で、インド亜大陸からペナンへの流刑に際して、囚人の名前と性別、到着した日付、犯罪と刑期、年齢・身体的特徴・健康状態・適する作業、全般的な行ない・その他言及すべき事項を記録した台帳が送付されるものとされていた¹⁴⁾。北西州の監獄台帳でも、19世紀末における指紋欄の追加や記述言語（英語、ウルドゥー語、ヒンディー語）の変化などはみられるが、基本的な構造は長期にわたって同様であった¹⁵⁾。

さらに、こうした文書記録を個々の囚人に関連付けるしくみが有効に機能する必要があった。北西州では、入所の際に台帳に記録された情報に従って、囚人番号と入所日・出所予定日を木製の札に記載し、囚人に首から紐で吊り下げさせることで、文書記録と個体の関連付けを行なう方式が採用された [ARP-NWP 1874: section 224, 226]。また、後に見る点数制で定められているような、囚人に特定の衣服を着用させる方式は、個体識別と監視の観点からも重要であったとアンダーソンは論じている [Anderson 2001]。こうした手法は、監獄の情報処理システム全体の標準化とあいまって、

1860年代までには一定の有効性をもつとみなされるようになった。

2-5. まとめ

19世紀後半の監獄制度の標準化の前提には、総監を中心とした監獄の組織化と、彼らが推進した情報処理システムの効率化があった。州レベルの監獄組織において試験的に運用されたシステムと関連情報が、監獄委員会などを通じて監獄官僚たちの間で共有され、新しい制度モデルが生成されていったのである。段階的処遇モデルにもとづく点数制も、こうしたしくみを通じて導入されることとなった。

3. 段階的処遇の導入

この節では、19世紀半ばのインドの監獄整備の過程で導入された点数制（Mark System）の観察を行なう。この時期には、監獄規律に関する議論について、各州の官僚たちの間で制度理解と情報の共有が十分に行なわれていたと考えられるため、特に北西州の事例に注目することとする¹⁶⁾。

インドで最初に確認される点数制の実例は、1861年9月に北西州監獄総監スチュアート・クラークが起草したもので、11月14日付の州政府命令により導入された（Government Order No. 2884 A, 14 Nov. 1861）[ARP-NWP 1861: 8]。原文は1863年の代理総監ウィリアム・ウォーカーによる年次報告に収録されているものが確認できる¹⁷⁾。

なお点数制については、マコノキーによるノーフォーク島での実践と、その影響を受けて設計されたといわれるアイルランド制が有名である。英領インドの点数制も基本的な構造は類似しているが、両者に直接の影響関係があったかについては、現在のところ筆者は確認できていない¹⁸⁾。

北西州の点数制では、刑期の最初の6ヵ月経過後から良い行ないに対して点数を与えることとされ、累積点数にしたがって、後述する囚人官吏としての登用や、刑期の短縮などといった待遇の改善が定められた。ここでその具体的な内容を確認しておく。

まず、毎月定期的に与えられた点数はつぎのとおりである [Good-conduct Rules NWP 1861: sections 3-7]。静粛を守り従順であった場合（1点）、それに加えて所長と監獄官僚たちの命令によく従った場合（2点）、加えて規定より多くの作業をこなした場合（2-4点および報奨金）、さらに作業の質に向上が見られた場合（3-6点および報奨金）。また、教育の成果が見られた場合にも半年毎に恩典の付与があった（6-30点および報奨金）。さらに、特別な状況における恩賞として、監獄内で禁じられたものを発見した場合（1-6点）、他の囚人の監獄規則違反についての報告あるいはその阻止を補佐した場合（1-8点）、逃亡の阻止を補佐した場合（1-10点）、監獄秩序の維持あるいは回復を補佐した場合（1-20点）などが定められた [Good-conduct Rules NWP 1861: sections 9-12]。また、規定以上の作業量をこなした場合や、作業の質が高かった場合、監獄所長の裁量で報奨金が与えられることとされた。

こうして獲得した点数に従って、次のような恩典が与えられた。50点獲得で訪問者との面会の許可、100点獲得で首に掛ける「善行バッジ (good-conduct badge)」の付与、150点獲得で上衣に色縞を1本入れ下級官吏 (Lumberdarship) への登用資格を付与、250点獲得で上衣に色縞を2本入れ囚人看守 (Burkundaueship) への登用資格を付与、300点獲得で上衣に色縞を3本入れ食事内容を追加、500点獲得で上衣に色縞を4本入れ状況が許せば減刑・釈放を政府に推薦する候補とする [Good-conduct Rules NWP 1861: sections 15–20]。

一方で、規則違反や規律に反する行ないに対しては、累積点数の一部またはすべて、報奨金、その他の特典を、所長の裁量により剥奪することができた [Good-conduct Rules NWP 1861: section 23]。

囚人の入所時に「この規則を読み聞かせ、監獄にいる間の彼の展望は、彼自身の良い行ないと勤勉さに依存することを十分に理解させること」が定められ、規則のウルドゥー語版とヒンディー語版が囚人の目につきやすい場所に掲示されることとされた [Good-conduct Rules NWP 1861: section 1]。

個々の囚人を段階的処遇の階梯上に位置づけることで管理するという点数制の技術的な前提となったのは、前節でみた個々の囚人を文書記録に関連づける仕組みの定形化・効率化であった。点数制に関する専用の台帳が作成され、囚人の名前、刑期、累積点数・報奨金の額と付与の理由、それらの剥奪の記録と理由、その他詳細事項が記載された。この履歴を介して「所長がそれぞれの囚人の行ないや性格について確かな見解を得られる」ようにと定められたのである [Good-conduct Rules NWP 1861: section 24]。

以後、点数制は改訂を加えながらも19世紀後半を通じて維持されていく。北西州においては、6つの中央監獄を中心として、1869年には一定の成果が出されるようになった¹⁹⁾。また、北西州の先例に続いて各州でも導入され、1892年監獄会議が開催されたころには、「この規則はすでに囚人と監獄官吏たちに十分理解されており大幅な変更は不利益をもたらす」との共通理解に到達するにいたった [RPC 1892: 7]。

それでは、こうした段階的処遇モデルにもとづいた点数制が、19世紀半ばの英領インドに導入されることになった際の環境はいかなるものだったのであろうか。次節では監獄官僚たちによる規則策定の前提となった諸要因を整理する。

4. 点数制導入の諸要因と期待された効果

この節では、まず19世紀半ばのインドの監獄官僚たちが、何を解決すべき課題としていたのかを確認する。具体的には、19世紀前半以来監獄の制度設計者たちが、低予算において、囚人の健康水準を維持し、同時に監獄内外の実質的な支配を確立するという課題に向き合っていたことを指摘する。これらそれぞれの課題の解決策の追求は、時として他の課題の解決を妨げるものとなりえた。例えば、囚人の集合的な抵抗を事実上不可能とする独居拘禁監獄の建設は、巨大な予算を必要とするばかりでなく、インドの気候条件においては囚人の健康状態を害するものとされた。

一方で、19世紀半ばに採用された、段階的処遇モデルのもとでは、十分に「矯正」されたと見なされた囚人を、下級官吏として監獄組織に組み込むことができるようになった。点数制を基礎とするこうした処遇モデルが、上記の相互に背反する課題を同時に解決するという当時の監獄官僚たちの目標と整合的であったことを以下で論じる。

4-1. 監獄官僚の直面していた課題

他の地域と同様に、19世紀インドでも監獄の運営のありかたを制約した大きな要因は、当然ながら予算であった。監獄内の実質的な支配を確立し、かつ抑止効果を向上させることを狙いとして、ペントンビルやミルバンクに見られたような独居拘禁監獄の効果が当時さかんに喧伝されていたが、19世紀のインドでは財政的理由から非常に限定的な導入にとどまった [Wiehe 1865: 60]。また、当時の行刑学の発明である踏み車 (tread-wheel) のような大掛かりな器具は、単調な作業の強制による抑止効果の向上が期待されただけでなく、車の回転を産業利用可能であることから導入が検討されたものの、技術的・財政的な理由から成功しなかった [Singha 1998: 263-5]。

同時に、近代の監獄制度の伝統においては、囚人の健康水準を維持しなければならないという規範が、ハワードやベッカーリアの改革運動以来、監獄官僚たちの政策決定を強く制約していた。監獄内部の衛生状態は良好に保たれねばならず、健康に害のある処遇は回避されねばならなかった。

19世紀半ばのインドでは、監獄総監や監獄所長 (Superintendent) レベルの高級官僚に医師が積極的に採用されている。所長自身が医師ではない場合は、医務官 (Medical Officer) が採用され、大きな権限が与えられていた²⁰⁾。前述のとおり、1860年代における監獄改革の中心人物たち自身にも医師が多く、1894年のハワード協会のパンフレットでは、モアット、エワート、J.P. ウォーカーなどの功績が評価されている [Howard Association 1894: 4]。これらの医師たちが中心となって、疫病対策、獄舎の衛生管理、食材の選定、農園の整備などに関する実務をこなした。

独居拘禁監獄の導入に関連しては、当時支配的であった体液病理論やコレラなどの疫病の流行を背景として、獄舎の換気と排水に多大な関心が払われ [Prison Rules NWP 1874: chapter 26]、閉鎖的な空間に長時間拘禁することの弊害が懸念されていた。踏み車のような器具の使用もまた、囚人の健康の維持という目標から不適切という評価をインドにおいては下されていく [Mouat 1862: 207]。

監獄官僚たちにとっていまひとつの大きな問題は、監獄内外の実質的な支配をいかに確立するかというものであった。この問題は、ふたつの領域に分けて整理することができる。ひとつは監獄内の「監獄規律 (prison discipline)」の問題として議論されたものであり、もうひとつは監獄の外部を含むより広範な統治領域の治安の問題である。

1850年代前後まで監獄内部の実質的な支配は確立していなかったと見られる [Arnold 1994: 150-3]。例えば1835年のベンガルでは監獄所長が囚人の暴動によって殺害される事件さえ起きている²¹⁾。また、カーストをはじめとするコミュニティの規範の侵犯を囚人たちに強いることは、監獄の内外を

巻き込む暴動につながる可能性があるとも認識されていた。食費や食材を支給する既存の方式から、あらかじめ調理された食事を食堂で一律に与えるという方式に変更する試みに対して、1840年代のビハールや北西州では監獄の内外を巻き込む抵抗運動が起きている [Yang 1987; Arnold 1994]。シンは、1836年委員会が独居拘禁を強く主張した背景には、期待された抑止効果やイングランドにおける成功事例だけではなく、「群集」への恐れがあったのではないかと主張している [Singh 2000: 372]。監獄内部の実質的支配については、19世紀半ばの監獄の組織化と効果的な情報処理システムの実現によって、ようやく解決の糸口がつかめるようになる。独居拘禁監獄のような物理的な制約の実現は、予算や健康水準の維持という課題のために困難であったため、制度の設計によって解決するほかない問題だったのである。

一方で、19世紀前半の監獄外部の治安維持問題に対する行刑政策の基調路線は、監獄内の生活を厳格なものにすることで抑止効果をねらうというものであった。ところが、地域住民の生活水準と比べたとき、監獄内の生活が実際に苦痛を与えるものになっているかを判断することは困難であった。この苦痛の計測の問題が囚人の処遇に際して決定的に重要とされた。過度に厳格な処遇は健康水準維持という課題と両立しなかった一方で、寛容にすぎる処遇は犯罪抑止効果を下げ犯罪と受刑者を増加させるため財政的負担を帰結する可能性があった。19世紀インドの行刑学はついにこの苦痛の計測問題について統一的な見解を形成することができなかった。また、監獄外の住民の生活水準が極めて低い場合、監獄での拘禁刑に抑止効果を期待できるのかという問題もあった。貧しい人口の中には、監獄を飢饉の際などに宿と食事を提供してくれる「義父の家」と呼び、故意に収監されるために犯罪に手を染める者さえいたとされる [Arnold 1994: 168]。

監獄規律の問題に対しては、予算や健康維持といった制約から、独居拘禁監獄の建設や踏み車などの刑具の導入という解決策を選択することはできなかった。治安維持の課題については、19世紀前半に強く主張された抑止理論のみに依拠するかがり、住民の行動管理に利用できる手段は刑罰の厳格さの調整しかないが、あまりに過酷な処遇は囚人の健康水準の維持という目標と衝突した。さらに、苦痛の計測問題が解決しない以上、抑止効果を評価する共通の基準も存在しなかった。監獄官僚たちは情報が非対称である状況の下で、相互に背反する課題の解決をはからなければならなかったのである。かくして、19世紀半ばに大がかりな組織整備がなされるころには、抑止モデルは不十分なものになっていたと考えられる。

4-2. 段階的処遇に期待された効果

苦痛の計測が困難であった一方で、点数制は「矯正の度合い」を数値化し計測可能にするものと理解された。かくして矯正の度合いにもとづいて囚人を分類・管理することが可能となった。重要なのは、段階的処遇モデルを前提することで、十分に矯正された囚人を信頼できる行為主体として扱うことが理論的に可能となったことである。

ウィリアム・ウォーカーによると、北西州において点数制は「囚人を監獄内の看守として選抜するための補助として」導入された [ARP-NWP 1863: 22]。囚人バルカンダーズ (Convict Burkundazes) と称されるこの囚人看守は、1861年のアグラー中央監獄に準知事エドモンストンの認可のもと初めて試験的に導入され、以後その他の中央監獄に順次導入されていった²²⁾。ウォーカーは、「追加労働、独房内拘禁、笞刑などは、行ないの悪い者に対する懲罰手段として十分ではあったが、囚人が何年にもわたって模範的な行ないを続けたとしても、懲罰を回避できるということ以外には、この〔囚人を看守として選抜する〕手法の導入以前にはいかなる報奨も存在しなかった」(括弧内引用者注)とし、看守への選抜の可能性が囚人に従順な行動を選択する誘引を与えるという理解を示している [ARP-NWP 1863: 18]。実際の運用に関しては、アグラー、アラハーバード、バラナース、メーラト、バレイリーの各中央監獄の所長たちから、導入後間もなく成功報告が出されている [ARP-NWP 1863: 19]。

こうして、囚人に点数という誘引を与えることで監獄内に秩序を形成することが目指された。段階的処遇を通じて信頼可能となった囚人官吏を仲介とすることで、効率的に組織化を行なうことが可能とされたのである²³⁾。予算面でも健康水準の維持の面でも問題のある独居拘禁監獄や踏み車のような刑具の導入が困難であった一方で、囚人官吏を階梯の頂点とする秩序の形成によって追加費用をかけることなく監獄内の実質的支配が実現できると期待された。

監獄外の社会の治安向上という目標についても矯正の枠組みで説明がなされた。ベンガルのモアットは、監獄で囚人に生産的な労働を課すことによって、「非生産的な消費者」にすぎない人びとを矯正することが可能だと強調している [Mouat 1862: 207, 211, 217; 1873]。こうした説明のパターンは19世紀後半のインドの監獄官僚たちに繰り返されるものとなった [Singa 1998: 263]²⁴⁾。

さらに、囚人官吏の採用により監督のための人員を増加することで、監獄への多様な手工業の導入が可能となった。手工業の導入によって、踏み車のような大掛かりな刑具を用いた刑務作業と比べ、予算面でも健康水準の維持の面でも費用を抑えることができた。のみならず、19世紀半ば以降のインドの監獄では、囚人労働による収益が大いに期待された。これは、囚人に生産的労働を科すことを批判する民業圧迫論の声が大きかった、当時の本国や1870年代以降の海峡植民地とは大きく異なる点である²⁵⁾。

19世紀半ばのインドの監獄では、予算制約から大掛かりな獄舎や刑具の導入が困難であり、囚人の健康水準の維持という目標から過酷な処遇が忌避される一方で、苦痛の計測問題に決着がつかない中、制度改革を行なう際の有望な刑罰の枠組みとして段階的処遇モデルが参照されるようになったのであった。

5. 結論

19世紀インドの監獄官僚たちは、予算制約と囚人の健康の維持という制約の下で、監獄の内外を

実質的に支配するという課題に直面していた。課題に対処するために、19世紀前半においては抑止モデルに比重を置いた制度設計がはかられたが、囚人を含む地域の人口のインセンティブ構造を適切に想定することは不可能であり、苦痛の計測問題が解決されることはなかった。また、囚人の健康の維持という観点からもさらなる厳格化は困難であった。19世紀半ばになると、監獄組織と情報処理システムの効率化を背景として、監獄官僚たちは段階的処遇モデルにもとづいた点数制を導入した。相互に背反する課題を、獄舎や刑具といった物理的制約の導入によってではなく、制度の設計によって解決することが目指されたのであった。

最後に今後の課題を簡単に示して本稿を閉じたい。本稿で扱うことができたのは、19世紀半ばのベンガルと北西州の文書が中心であったが、今後の研究で対象を拡大していき、地域と時間を横断して比較を行なっていく予定である。そのためには、監獄関連文書の網羅的な解析が必要であると考えている。膨大な文書の構造と内容の比較検討を可能とするため、XML形式によるデジタル・テキスト・アーカイブの構築と、その分析手法の模索を行なっている²⁶⁾。

また、国家の介入としての刑罰が、自己組織化する社会とどのような関係を持ち、いかなる外部性を生じさせてきたかという、イグナティエフがかつて設定した論点 [Ignatieff 1981] に関しては、法と経済学や政治経済学などの理論研究の成果に学びつつ、先行する植民地監獄の社会史の成果を、制度変化との関連で位置づけ直す作業を進める必要があると考えている。

謝辞

本稿は、井坂理穂先生のご指導のもと執筆した。インドにおける調査は、2008～2010年にかけての松下国際財団（現松下幸之助記念財団）の助成および2010年度の日本学術振興会特別研究員奨励費によって実施した。本研究はウツタル・プラデーシュ州監獄局のスタッフの方々の協力がなければ不可能であった。ブリジ・タンカ教授には、研究から生活にいたるまであらゆる面で支えていただいた。同時期にインドに留学していた中空萌さんと小川道大さんとの議論・情報の交換は非常に有益であった。ここに心からの感謝の気持ちを表したい。

註

- 1) この点については宮本 [2006] で論じた。
- 2) こうした路線とは異なるものとして、19世紀前半に英領期以前の刑罰慣行が部分的に流用されていた点に継続性を指摘する Singha [1998] の議論がある。また、20世紀前半の独立運動期以来の「政治犯」カテゴリーに関する研究を Singh [1998] が行なっている。これらふたつの研究の対象時期にはさまれた、19世紀後半についての研究は大きく進められていないのが現状である。
- 3) 制度変化と信念についての考察として Aoki [2010] や Greif [2006] 等を参照。関連して参照されるべき古典としては Lewis [1969] がある。
- 4) 1836年委員会を監獄改革の端緒と位置づける典型的な見方は、『インド帝国地誌 新版』の第4巻「行

- 政」の第12章に見られる [IGI 1909: 398]。なお同委員会の呼称は、報告書の出版年から「1838年委員会」と呼ばれることもあるが、本稿では委員会が任命された年から1836年委員会という呼称に統一する。
- 5) Resolution, Legislative Department, the 8th October, 1838 [RPC 1838: Resolution].
 - 6) Act No. XXVI of 1870, The Prisons' Act, 1870 (hereafter PA 1870), *The Gazette of India*, Pt. IV, 22 Oct. 1870, pp. 322–8; Act No. IX of 1894, The Prisons Act, 1894 (hereafter PA 1894), Home (Legislative), 22 March 1894, No. 278, Appendix A 92, National Archives of India (hereafter NAI).
 - 7) 例えば19世紀後半では、ベンガル監獄規則集が1864、1876、1882、1896年に [Prison Rules Bengal 1864; 1876; 1882; 1896]、北西州監獄規則集が1863、1874、1882、1895年に [Prison Rules NWP 1863; 1874; 1882; 1895] 改訂されている。
 - 8) UP州監獄局資料室の所蔵資料については、2009年より2010年にかけての約一年間、当時のUP州監獄総監スルカーン・シン氏からの許可と多大な配慮をいただき、重点的な調査を行なうことができた。現在も引き続き資料目録の作成を続行中である。
 - 9) Captain R.A. Cole, Offg. Secretary to Chief Commissioner, Coorg, to the Secretary to the Government of India (hereafter GoI), Home (Legislative), 11 Oct. 1870, No. 65, NAI.
 - 10) See Home (Judicial), 55–72, 9 Jan. 1869, NAI; Home (Judicial), 39–40, 6 Feb. 1869, NAI; and Home (Judicial), 66–67, 19 Jul. 1869, NAI.
 - 11) タールグの監獄も1871年1月以降同法によって規律されることになった。Act No. II of 1871, An Act to extend the Prisons' Act, 1870, to Coorg, Home (Legislative), 13 Jan. 1871, No. 73, NAI. 以後1894年まで施行された州に変化はない。A.P. MacDonnell to Home (Jails) Department, Home (Jails), 11 Jan. 1894, No. 81, NAI. 同法はセイロン政府によっても照会され、当時の監獄制度改革の参考にされている。Home (Judicial), 54, Apr. 1876, NAI. 他方で、セイロンの制度改革は海峡植民地の1871年監獄規律委員会によって重要な参照点とされていた。Report of the Commission on Prison Discipline, 1 Jan. 1872, CO 273, vol. 62, No. 110. 植民地の枠組みを超えて制度が相互に参照されていたわけである。
 - 12) Indian Jail Committee to E. C. Bayley, Secretary to the Government of India, 6 April 1864, IOR/P/206/69, British Library (hereafter BL), pp. 6–7.
 - 13) Indian Jail Committee to Bayley, op. cit., p. 4.
 - 14) Fullerton to GoI, 17 Feb. 1825, Straits Settlements Records, A 20, pp. 214–225.
 - 15) Alphabetical Descriptive Roll 1886; 1892, Model Prison, Lucknow. あるいは、Register of Admissions 1888; 1898; 1905; 1907; 1925; 1931; 1941; 1975, Model Prison, Lucknow.
 - 16) 筆者は委員会報告書などから当面の判断を下しているが、判断の妥当性を検証するためには、各州の規則や報告書など膨大な文書の分析が本来は必要である。検証作業は今後インド亜大陸全域の監獄について研究を進めていく中で行なうこととし、本稿では現在の研究インフラと筆者の個人的な能力という制約から、北西州の事例に専念することとした。
 - 17) Rules for good-conduct marks and gratuities [ARP-NWP 1862: section 94] (hereafter Good-conduct Rules NWP 1861). 同じものは1863年北西州監獄規則集にも収録されている [Prison Rules NWP 1863]。
 - 18) マコノキーの点数制についての著作は多数あるが例えばMaconochie [1846] を参照。
 - 19) Statement showing the results of the Good-Conduct Marks and Gratuities in the Jails of the North-Western Provinces during the year 1869 [ARP-NWP 1869].
 - 20) Prison Rules Bengal 1864: section 4; Prison Rules Punjab 1872: chapter 5; Prison Rules NWP 1874: chapter 5.
 - 21) Minute by the Hon'ble T. B. Macaulay, 14 December 1835, quoted in Howell [1869: 1–2].

- 22) アーノルドは、囚人の下級官吏登用の慣行について、海峡植民地の制度が「安上がり」であるという理由から亜大陸に導入されたとしている[Arnold 1994: 154]。筆者はこの経緯については確認できていない。海峡植民地の囚人看守制度については宮本 [2007b] で論じている。
- 23) 囚人官吏の雇用に期待された効果については、アンダマンに関するセンの議論も参照 [Sen 2000: 116]。
- 24) 英領インドにおける規範的議論においては、抑止と矯正の理論は明確に対比される傾向が強かったのに対し、19世紀後半のベンガルと北西州の年次報告を通覧したかぎりでは、監獄運営の実務においては両者は必ずしも相容れないものと理解されていたわけではないと考えている [ARP-Bengal; ARP-NWP]。この点に関しては、報告書類の内容に関する計量文献学的な分析を行なうことで検証していく予定である。
- 25) 囚人官吏の導入と囚人労働の効果については、紙幅の制約からここで詳細に論じることはできないため、別稿を執筆中である。
- 26) 今後の共同研究のために、テキスト・アーカイブ構築の具体的方法を解説するものとして、宮本 [2011] が刊行予定である。

参考文献

委員会・会議報告書

- Report of the Committee on Prison-Discipline, with Appendix*, 1838, Calcutta: Baptist Mission Press. [RPC 1838]
- Report of the Indian Jail Committee*, 1864, IOR/P/206/69, British Library. [RPC 1864]
- Report of the Indian Jail Conference*, 1877, IOR/V/27/170/2, British Library. [RPC 1877]
- Report of the Committee to Enquire into Certain Matters Connected with Jail Administration in India, with Appendices*, 1889, Calcutta: Superintendent of Government Printing, India. [RPC 1889]
- Report of the Prison Conference*, 1892, Calcutta: Office of the Superintendent of Government Printing. [RPC 1892]

監獄規則集

- Rules for the Superintendence and Management of Jails in the Lower Provinces of the Bengal Presidency*, 1864, 1876, 1882, 1896, Calcutta: Bengal Jail Department. [Prison Rules Bengal]
- Clark, Stewart, 1863, *A manual of Jail Discipline and Economy for the Use of Officers in Charge of Jails in the North-Western Provinces*, Agra: Central Prison Press. [Prison Rules NWP 1863]
- Punjab Prison Department, 1874, *A Manual for the Guidance of Officers of the Prison Department in the Panjab and its Dependencies*, Lahore: Central Jail Press. [Prison Rules Punjab 1874]
- Tyler, J.W., 1895, *Rules for the Management and Discipline of Prisoners in the N.-W. Provinces and Oudh*, Allahabad: North-Western Provinces and Oudh Government Press. [Prison Rules NWP 1895]
- Walker, William, 1874, *Rules for the Management and Discipline of Prisoners in the North-Western Provinces*, Allahabad: North-Western Provinces Government Press. [Prison Rules NWP 1874]
- , 1882, *Rules for the Management and Discipline of Prisoners in the North-Western Provinces and Oudh*, Allahabad: North-Western Provinces and Oudh Government Press. [Prison Rules NWP 1882]

監獄年次報告

Clarke, Stewart (William Walker, for 1862 & 63), 1861–1871, *Annual Report on the Condition and Management of the Jails in the North Western Provinces, (for the years 1860–1870)*, Allahabad, Government Press, N.W.P. [ARP-NWP]

Mouat, Frederic, 1856–1870, *Administration Report of the Jails of the Lower Provinces, Bengal Presidency, (for the years 1855/56–69)*, Calcutta, Calcutta Gazette Office. [ARP-Bengal]

その他

フーコー、ミシェル、田村俣訳、1977、『監獄の誕生—監視と処罰』、新潮社。

宮本隆史、2006、「19世紀海峽植民地における監獄制度の歴史」、東京外国語大学修士論文。

——、2007a、「19世紀英領海峽植民地における監獄制度、1820–70年代」、『年報地域文化研究』、第10号、258–280頁。

——、2007b、「植民地統治と監獄制度—19世紀中葉の海峽植民地における囚人の管理」、『南アジア研究』、第19号、7–29頁。

——、2011（刊行予定）、『デジタル・ヒストリー スタートアップガイド』、風響社。

Anderson, Clare, 2000, *Convicts in the Indian Ocean: Transportation from South Asia to Mauritius, 1815–53*, Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Macmillan Press.

——、2001, “Fashioning Identities: Convict Dress in Colonial South and Southeast Asia,” *History Workshop Journal*, 52, pp. 153–174.

——、2007, *The Indian Uprising of 1857–8: Prisons, Prisoners and Rebellion*, London: Anthem Press.

Aoki, Masahiko, 2010, *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions*, New York: Oxford University Press.

Arnold, David, 1994, “The Colonial Prison: Power Knowledge and Penology in Nineteenth-Century India,” in David Arnold and David Hardiman (eds.), *Subaltern Studies VIII*, New Delhi: Oxford University Press, pp. 148–187.

Beaufort, Francis Lestock, 1857, *A Digest of the Criminal Law of the Presidency of Fort William*, 2nd ed, Calcutta: Thacker, Spink.

Cotton, James Sutherland, Richard Burn, William Stevenson Meyer, and Sir Herbert Hope Risley, 1909, *Imperial Gazetteer of India*, New ed, vol. 4, Oxford: Clarendon Press. [IGI]

Greif, Avner, 2006, *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Howard Association, 1894, *Indian Prisons*, London: Wertheimer, Lea & Co.
- Howard, John, 1784, *The State of the Prisons in England and Wales*, Warrington: W. Eyres.
- Howell, Arthur Pearse, 1869, *Note on Jails and Jail Discipline in India, 1867–68*, Calcutta: Office of Superintendent of Govt. Print.
- Ignatieff, Michael, 1981, “State, Civil Society, and Total Institutions: A Critique of Recent Social Histories of Punishment,” *Crime and Justice*, 3, pp. 153–192.
- Lewis, David, 1969, *Conventions: A Philosophical Study*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Maconochie, Alexander, 1846, *Crime and Punishment: The Mark System*, London: J. Hatchard and Son.
- Mouat, Frederic, 1862, “On Prison Statistics and Discipline in Lower Bengal,” *Journal of the Statistical Society of London*, 25, pp. 175–218.
- , 1873, *Prison Industry: Foundation of Prison Discipline and of the Reformation of Criminals*, London: Spottiswoode & Co.
- Pieris, Anoma, 2009, *Hidden Hands and Divided Landscapes: a Penal History of Singapore’s Plural Society*, Honolulu: University of Hawaii Press.
- Sen, Satadru, 2000, *Disciplining Punishment: Colonialism and Convict Society in the Andaman Islands*, New Delhi: Oxford University Press.
- Singh, Ujjwal Kumar, 1998, *Political Prisoners in India*, Delhi: Oxford University Press.
- , 2000, “Political Prisoners and the Prison System: Colonial Purposes and Praxiological Problems,” in Rani Dhavan Shankardass, *Punishment and the Prison: Indian and International Perspectives*, New Delhi: Sage Publications.
- Singha, Radhika, 1998, *A Despotism of Law: Crime and Justice in Early Colonial India*, Delhi: Oxford University Press.
- Wiehe, C. G., 1865, *Journal of a Tour of Inspection of the Principal Jails in India*, (Selections from the Records of the Bombay Government, No. XC.-New Series), Bombay: Education Society’s Press.
- Yang, Anand A., 1987, “Disciplining ‘Natives’: Prisons and Prisoners in Early Nineteenth Century Colonial India,” *South Asia*, 10, pp. 29–45.